

吉野川市過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)



徳島県吉野川市

目 次

第1章 基本的な事項	1
1 市の概況	1
（1）市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
（2）市における過疎の状況	2
2 人口及び産業の推移と動向	3
3 行財政の状況	9
（1）市行政の状況	9
（2）市財政の状況	10
（3）公共施設整備水準等の現状と動向	11
4 地域の持続的発展の基本方針	12
（1）基本的な考え方	12
5 地域の持続的発展のための基本目標	13
（1）人口に関する目標	13
（2）その他、地域の実情に応じ、地域の持続的発展のため基本となる目標	14
6 計画の達成状況の評価に関する事項	14
（1）評価時期	14
（2）評価手法	14
7 計画期間	15
8 公共施設等総合管理計画との整合	15
9 持続可能な開発目標（SDGs）の理念を踏まえた計画	16
第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	17
第3章 産業の振興	18
第4章 地域における情報化	22
第5章 交通施設の整備、交通手段の確保	24
第6章 生活環境の整備	26
第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	28
第8章 医療の確保	29
第9章 教育の振興	30
第10章 集落の整備	31
第11章 地域文化の振興等	32
事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	33

吉野川市過疎地域持続的発展計画

第Ⅰ章 基本的な事項

Ⅰ 市の概況

(Ⅰ) 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 本市過疎地域の概況

平成16年10月1日、麻植郡4町村（鴨島町、川島町、山川町、美郷村）が合併し、吉野川市が誕生した。このうち合併前の美郷村（以下「美郷区域」という。）は、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法（昭和45年法律第31号）が制定されて以来、いわゆる「過疎法」の適用を受け、合併後においても、過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項「合併前の過疎区域適用市町村のみを過疎地域とみなす」いわゆる「一部過疎」の適用を受けてきた。

過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で失効し、令和3年4月新たに過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するための法律である「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行され、同法第3条に基づき、美郷区域は一部過疎を引き続き適用されている。

② 自然的条件

本市は、徳島県北部のほぼ中央、吉野川の中流域南岸にあり、北は吉野川をはさんで阿波市、東から南は、名西郡、西は美馬市に隣接している。市の南部は四国山地の北部にあたる山地で、高越山をはじめ急峻な山々が連なっている。

本市の総面積144.14 km²のうち、美郷区域の面積は50.47 km²あり、東西13 km、南北8 kmに渡っており、四国山地の山稜に囲まれた典型的な山村で、山稜を越えて北は旧山川町・旧川島町に接し、南は美馬市を経て剣山山脈に連なっている。南東部は柳水峠の稜線をもって神山村と境をなし、本区域の中央部を流れる川田川に東山谷川が合流し、旧山川町を経て吉野川中流に注いでいる。

地勢は概ね北部斜面で険しいが、川田川から東山谷川を通り大野を経て柳水庵に至る線から南部は、緩やかな傾斜地となっている。

気候はおおむね温暖で、穏やかであり、美郷区域のゲンジボタルは、1970年（昭和45年）に美郷区域全体が「美郷のホタルおよびその生息地」として国の天然記念物に指定され、人々に広く親しまれている。

③ 歴史的条件

美郷区域は、昭和30年1月1日町村合併促進法（昭和28年法律第258号）により、中枝村、東山村及び三山村を分割統合して美郷村となり、市町村の合併

の特例に関する法律（昭和４０年法律第６号）により麻植郡（鴨島町、川島町、山川町及び美郷村）が合併して吉野川市となり現在に至っている。

④ 社会的、経済的条件

平成１９年から美郷商工会が「キレイのさと美郷」を地域コンセプトに掲げ、「地域資源活用による新たな特産品づくりと、人の魅力による「食」と「暮らし」体験観光による地域経済の活性化」を基本方針として様々な取組を展開してきた。また、平成２０年に本区域が「梅酒特区」に認定されたことを受け、地元の酒造事業者による新ブランドの開発や梅酒に関するイベント活動等が積極的に実施されている。これらの取組は地域の活性化に大きな成果を挙げているが、依然少子高齢化は続いており、引き続き地域の特性を活かした過疎地域の持続的な発展を支援するための対策が求められている。

（２） 市における過疎の状況

① 人口

本市の人口は、平成２７年国勢調査で４１，４６６人であり、美郷区域の人口は９５７人で本市の約２．３％を占める（令和２年国勢調査 人口３８，７８３人）。美郷区域は、昭和５０年に２，５５０人であった人口が、新規学卒者の就職による区域外への転居・転出の社会減と出産減等の自然減によるものであり、若年層の流出の原因は、農林業の生産性の低下と経営規模の零細な農林家が多数を占めていること、近隣に工場等の働く場が少ないこと等が考えられる。

② 過疎地域自立促進特別措置法に基づく対策

美郷区域は、これまで過疎地域対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法によって人口の流出を防ぎ、定住促進を進めるとともに、産業の振興、道路、住宅等の生活環境の整備、少子高齢化社会に対応した福祉事業の実施、教育文化施設並びに農林道新設など生産基盤の整備を進めるとともに、観光交流の推進等の各種施策を講じてきた。

③ 現在の課題

美郷区域は、少子高齢化の進行による集落機能の維持・存続が危ぶまれる集落が出現し、空き家や耕作放棄地の増加、交通手段の確保や買い物等の日常生活や地域医療に対する不安、農林水産業等の産業の衰退など、市民の暮らしにも直結する課題が生じており、市民が住みやすさを実感できる公共サービスを維持・確保していくことが課題となっている。

④ 今後の見通し

これまでの吉野川市美郷区域過疎地域自立促進計画に基づき、推進してきた各種施策を継続するとともに、令和3年4月に策定された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」をはじめ、第2期吉野川市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく本市地方創生に資する取組みの推進及び吉野川市行財政改革実施計画等、個別計画との連携による効果的な施策を展開していく。

⑤ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性

人口の減少や高齢化に伴う農業生産性の低下により、耕作放棄地が年々増加している。農山村が果たしている食糧生産機能、治山、治水等自然環境の保全を図るためにも第一次産業の振興施策が必要となる。

また、これまで取り組んできた「食」と「暮らし」体験観光や「梅酒特区」による新商品の開発や梅酒に関するイベント活動等を、イーストとくしま観光推進機構等と連携し、行政と民間企業が一体となり、観光客誘致による観光関連産業の振興と、交流人口拡大による地域活性化を戦略的に促進していく必要がある。

美郷区域の有する魅力的な資源を最大限活用する仕組みを引き続き創り上げていくことにより、地域の再生等を推進していくことが求められている。

2 人口及び産業の推移と動向

国勢調査によると昭和35年に4,807人であった美郷区域の人口は、昭和40年3,987人、昭和45年3,302人、昭和50年2,550人、昭和55年2,256人、昭和60年1,956人、平成2年1,848人、平成7年1,657人、平成12年1,417人、平成17年1,249人、平成22年1,132人、平成27年957人と県下でもその減少率(昭和35年～40年17.1%、昭和40年～45年17.2%、昭和45年～50年22.8%、昭和50年～55年11.5%、昭和55年～60年13.3%、昭和60年～平成2年5.5%、平成2年～7年10.3%、平成7年～12年14.5%、平成12年～17年11.9%、平成17年～平成22年9.4%、平成22年～平成27年15.4%)は相当高い数値を示している。

また、昭和35年から平成27年の間に15～29歳の若年者比率は16.9%から6.7%に減少し、一方65歳以上の高齢者比率は9.0%から52.4%と大きく増え、若年者人口流出による人口減少、高齢化が一段と進んでいる。

住民基本台帳によると、平成12年3月末日現在1,540人であったが、令和2年3月末日現在では886人(減少率42.4%)と減少している。
産業別人口の動向をみると、昭和35年には80.2%であった第一次産業の割合が毎年減少し、平成27年には29.2%まで減少し、第二次産業(昭和35年5.

５％、平成２７年２５．３％）、第三次産業（昭和３５年１２．５％、平成２７年４０．６％）の割合は高くなっている。

表１－１（１） 人口の推移（国勢調査）【美郷区域】

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 4,807	人 3,987	% △ 17.1	人 3,302	% △ 17.2	人 2,550	% △ 22.8	人 2,256	% △ 11.5	人 1,956	% △ 13.3
0歳～14歳	1,854	1,356	△ 26.9	857	△ 36.8	498	△ 41.9	336	△ 32.5	290	△ 13.7
15歳～64歳	2,520	2,181	△ 13.5	2,002	△ 8.2	1,644	△ 17.9	1,540	△ 6.3	1,283	△ 16.7
うち 15歳～ 29歳 (a)	813	574	△ 29.4	493	△ 14.1	385	△ 21.9	389	1.0	239	△ 38.6
65歳以上 (b)	433	450	3.9	443	△ 1.6	408	△ 7.9	380	△ 6.9	383	0.8
(a)／総数 若年者比率	% 16.9	% 14.4	－	% 14.9	－	% 15.1	－	% 17.2	－	% 12.2	－
(b)／総数 高齢者比率	% 9.0	% 11.3	－	% 13.4	－	% 16.0	－	% 16.8	－	% 19.6	－

区 分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 1,848	% △ 5.5	人 1,657	% △ 10.3	人 1,417	% △ 14.5	人 1,249	% △ 11.9	人 1,132	% △ 9.4	人 957	% △ 15.5
0歳～14歳	253	△ 12.8	190	△ 24.9	133	△ 30.0	97	△ 27.1	83	△ 14.4	56	△ 32.5
15歳～64歳	1,142	△ 11.0	936	△ 18.0	735	△ 21.5	618	△ 15.9	500	△ 19.1	400	△ 20.0
うち 15歳～29歳 (a)	210	△ 12.1	187	△ 11.0	151	△ 19.3	132	△ 12.6	86	△ 34.8	64	△ 25.6
65歳以上 (b)	453	18.3	531	17.2	549	3.4	534	△ 2.7	549	2.8	501	△ 8.7
(a)／実数 若年者比率	% 11.4	－	% 11.3	－	% 10.7	－	% 10.6	－	% 7.6	－	% 6.7	－
(b)／実数 高齢者比率	% 24.5	－	% 32.0	－	% 38.7	－	% 42.8	－	% 48.5	－	% 52.4	－

※総数には年齢不明を含む。

表１－１（２） 人口の推移（国勢調査）【吉野川市】

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実数	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率
総 数	人 51,640	人 48,148	% △ 6.8	人 46,256	% △ 3.9	人 46,982	% 1.6	人 48,677	% 3.6	人 49,302	% 1.3
0歳～14歳	16,983	12,891	△ 24.1	10,327	△ 19.9	9,781	△ 5.3	9,878	1.0	9,726	△ 1.5
15歳～64歳	30,594	30,838	0.8	30,981	0.5	31,486	1.6	32,203	2.3	32,154	△ 0.2
うち 15歳～ 29歳(a)	11,049	10,507	△ 4.9	10,426	△ 0.8	10,319	△ 1.0	9,092	△ 11.9	8,000	△ 12.0
65歳以上 (b)	4,063	4,419	8.8	4,945	11.9	5,706	15.4	6,596	15.6	7,420	12.5
(a)／総数 若年者比率	% 21.4	% 21.8	－	% 22.5	－	% 22.0	－	% 18.7	－	% 16.2	－
(b)／総数 高齢者比率	% 7.9	% 9.2	－	% 10.7	－	% 12.1	－	% 13.6	－	% 15.1	－

区 分	平成 2 年		平成 7 年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率
総 数	人 48,938	% △ 0.7	人 48,383	% △ 1.1	人 46,794	% △ 3.3	人 45,782	% △ 2.2	人 44,020	% △ 3.8	人 41,466	% △ 5.8
0歳～14歳	8,670	△ 10.9	7,490	△ 13.6	6,349	△ 15.2	5,609	△ 11.7	5,046	△ 10.0	4,434	△ 12.1
15歳～64歳	31,618	△ 1.7	30,235	△ 4.4	28,465	△ 5.9	27,309	△ 4.1	25,583	△ 6.3	22,486	△ 12.1
うち 15歳～29歳 (a)	7,631	△ 4.6	7,699	0.9	7,409	△ 3.8	6,574	△ 11.3	5,463	△ 16.9	4,622	△ 15.4
65歳以上 (b)	8,626	16.3	10,609	23.0	11,890	12.1	12,848	8.1	13,280	3.4	14,336	8.0
(a)／実数 若年者比率	% 15.6	－	% 15.9	－	% 15.8	－	% 14.4	－	% 12.4	－	% 11.1	－
(b)／実数 高齢者比率	% 17.6	－	% 21.9	－	% 25.4	－	% 28.1	－	% 30.2	－	% 34.6	－

※総数には年齢不明を含む。

表1-2(1) 人口の推移（住民基本台帳）【美郷区域】

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実 数	構 成 比	実 数	構 成 比	増 減 率	実 数	構 成 比	増 減 率
総 数	人 1,540	—	人 1,375	—	% △ 10.7	人 1,196	—	% △ 13.0
男	730	% 47.4	657	% 47.8	△ 10.0	579	% 48.4	△ 11.9
女	810	% 52.6	718	% 52.2	△ 11.4	617	% 51.6	△ 14.1

区 分		平成27年3月31日			令和2年3月31日		
		実 数	構 成 比	増 減 率	実 数	構 成 比	増 減 率
総数 （外国人住民除く）		人 1,076	—	% △ 10.0	人 886	—	% △ 17.7
男 （外国人住民除く）		514	% 47.8	△ 11.2	434	% 49.0	△ 15.6
女 （外国人住民除く）		562	% 52.2	△ 8.9	452	% 51.0	△ 19.6
参 考	男（外国人住民）	1	—	—	1	—	0
	女（外国人住民）	1	—	—	1	—	0

表1-2(2) 人口の推移（住民基本台帳）【吉野川市】

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実 数	構 成 比	実 数	構 成 比	増 減 率	実 数	構 成 比	増 減 率
総 数	人 48,200	—	人 47,031	—	% △ 2.4	人 45,172	—	% △ 4.0
男	22,921	% 47.6	22,381	% 47.6	△ 2.4	21,354	% 47.3	△ 4.6
女	25,279	% 52.4	24,650	% 52.4	△ 2.5	23,818	% 52.7	△ 3.4

区 分		平成27年3月31日			令和2年3月31日		
		実 数	構 成 比	増 減 率	実 数	構 成 比	増 減 率
総数 （外国人住民除く）		人 42,909	—	% △ 5.0	人 40,039	—	% △ 6.7
男 （外国人住民除く）		20,333	% 47.4	△ 4.8	19,057	% 47.6	△ 6.3
女 （外国人住民除く）		22,579	% 52.6	△ 5.2	20,982	% 52.4	△ 7.1
参 考	男（外国人住民）	67	—	—	132	—	97.0
	女（外国人住民）	259	—	—	299	—	15.4

表 1-3 人口の見通し（人口ビジョン）

総人口・年齢区分別人口の将来展望（令和2年3月改訂）

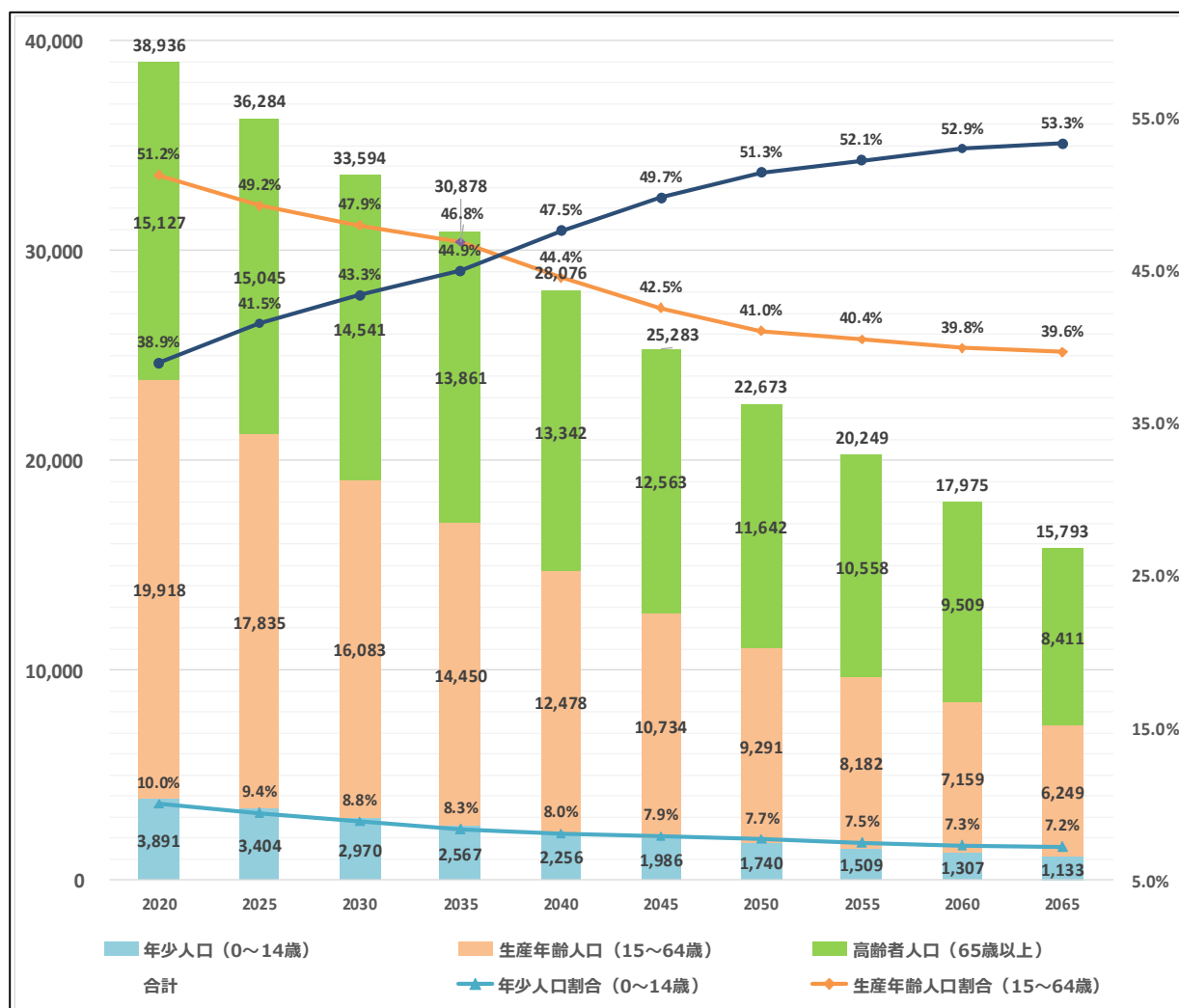


表 1-4(1) 産業別人口の動向（国勢調査）【美郷区域】

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実 数	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率
総 数	人 2,375	人 1,900	% △ 20.0	人 1,784	% △ 6.1	人 1,320	% △ 26.0	人 1,331	% 0.8	人 1,127	% △ 15.3
第 一 次 産 業 就 業 人 口 比 率	% 80.2	% 79.2	-	% 65.1	-	% 50.4	-	% 46.5	-	% 45.2	-
第 二 次 産 業 就 業 人 口 比 率	% 5.5	% 8.1	-	% 18.4	-	% 30.5	-	% 31.6	-	% 31.6	-
第 三 次 産 業 就 業 人 口 比 率	% 12.5	% 12.7	-	% 16.5	-	% 18.9	-	% 21.9	-	% 23.2	-

区 分	平成 2 年		平成 7 年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率
総 数	人 1,017	% △ 9.8	人 866	% △ 14.8	人 750	% △ 13.4	人 586	% △ 21.9	人 471	% △ 19.6	人 411	% △ 12.7
第 一 次 産 業 就 業 人 口 比 率	% 38.5	-	% 36.1	-	% 36.7	-	% 35.9	-	% 33.3	-	% 29.2	-
第 二 次 産 業 就 業 人 口 比 率	% 35.2	-	% 33.6	-	% 30.0	-	% 27.1	-	% 22.3	-	% 25.3	-
第 三 次 産 業 就 業 人 口 比 率	% 26.3	-	% 30.3	-	% 33.3	-	% 34.8	-	% 37.2	-	% 40.6	-

表 1-4(2) 産業別人口の動向（国勢調査）【吉野川市】

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実 数	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率
総 数	人 23,697	人 24,558	% 3.6	人 24,369	% △ 0.8	人 23,218	% △ 4.7	人 23,968	% 3.2	人 23,441	% △ 2.2
第 一 次 産 業 就 業 人 口 比 率	% 48.6	% 42.5	-	% 31.3	-	% 22.1	-	% 17.4	-	% 17.0	-
第 二 次 産 業 就 業 人 口 比 率	% 20.2	% 23.6	-	% 30.5	-	% 33.3	-	% 34.1	-	% 33.4	-
第 三 次 産 業 就 業 人 口 比 率	% 31.2	% 33.8	-	% 38.2	-	% 44.4	-	% 48.4	-	% 49.5	-

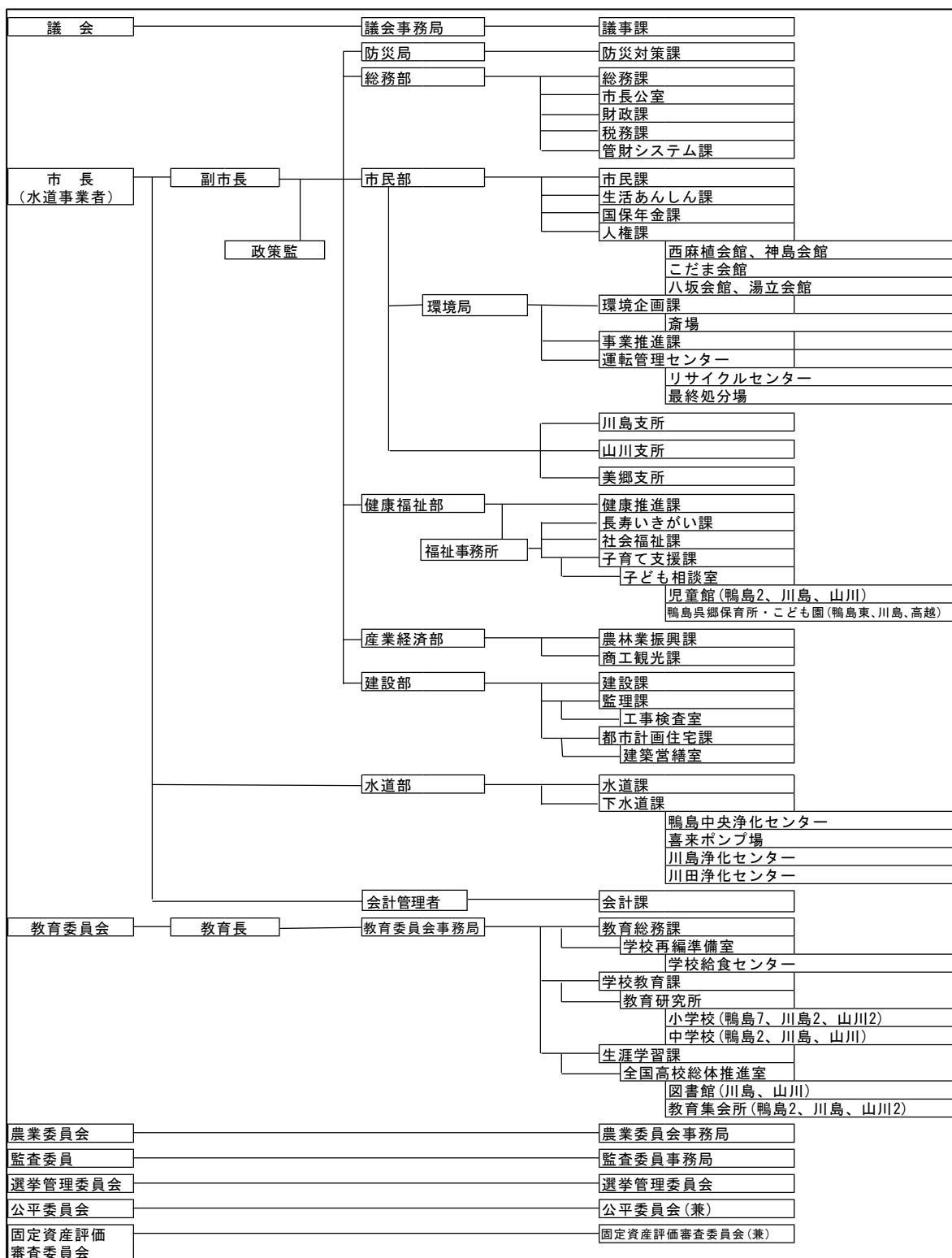
区 分	平成 2 年		平成 7 年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率
総 数	人 23,200	% △ 1.0	人 23,097	% △ 0.4	人 21,474	% △ 7.0	人 20,625	% △ 4.0	人 18,813	% △ 8.8	人 18,245	% △ 3.0
第 一 次 産 業 就 業 人 口 比 率	% 13.2	-	% 11.7	-	% 10.0	-	% 9.1	-	% 7.3	-	% 6.9	-
第 二 次 産 業 就 業 人 口 比 率	% 34.7	-	% 32.7	-	% 30.6	-	% 27.0	-	% 25.0	-	% 24.7	-
第 三 次 産 業 就 業 人 口 比 率	% 51.9	-	% 55.4	-	% 59.2	-	% 61.2	-	% 64.2	-	% 64.6	-

3 行財政の状況

(1) 市行政の状況

本市の組織は、市長部局に防災局、総務部、市民部、健康福祉部、産業経済部、建設部を設置するとともに、教育委員会に教育部、その他行政委員会、議会事務局、水道事業に水道部を設置している。また、本庁舎がある鴨島町以外は、合併前の旧2町1村には、支所を設置している。

■吉野川市組織図（令和3年4月1日現在）



(2) 市財政の状況

令和元年度の財政状況は、財政力指数0.380、実質公債費負担比率10%、経常収支比率94.6%となっている。

今後においても、地方交付税制度や国・県補助金などの見直しが進む中、社会保障給付をはじめとする行政需要の増大などもあり、財政状況はなお一層厳しくなることが想定される。このため、国・県の補助事業や地方債の財源活用など、後年度の財政負担に配慮しつつ、緊急度や事業効果等を踏まえて、行財政改革実施計画等の計画的かつ重点的な展開と安定した財政運営を推進する必要がある。

表1-5(1) 市町村財政の状況【旧美郷村】

(単位：千円)

区 分	平成12年度	平成15年度
歳入総額 A	1,918,744	2,340,457
一般財源	1,329,033	1,063,010
国庫支出金	41,856	86,570
都道府県支出金	249,777	196,937
地方債	192,572	283,300
うち過疎債	6,400	124,000
その他	105,506	710,640
歳出総額 B	1,849,997	2,288,420
義務的経費	622,777	662,412
投資的経費	559,550	571,509
うち普通建設事業	536,675	514,446
その他	667,670	1,054,499
過疎対策事業費(再掲)	365,350	356,149
歳入歳出差引額 C(A-B)	68,747	52,037
翌年へ繰越すべき財源 D	17,927	8,098
実質収支 C-D	50,820	43,939
財政力指数	0.095	0.119
公債費負担比率	14.8	14.5
起債制限比率	9.5	9.6
経常収支比率	86.6	98.6
地方債現在高	1,878,146	1,918,411

表 1-5(1) 市町村財政の状況【吉野川市】

(単位：千円)

区 分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	20,174,680	21,503,474	20,668,524	26,238,134
一般財源	12,298,093	12,697,225	13,206,358	12,658,210
国庫支出金	2,172,449	3,472,180	2,590,542	3,147,311
都道府県支出金	1,158,058	1,077,379	1,249,354	1,423,983
地方債	1,719,500	2,627,000	1,660,300	4,402,700
うち過疎債	92,200	51,000	50,200	48,400
その他	2,826,580	1,629,690	1,961,970	4,605,930
歳出総額 B	19,512,639	20,813,549	19,706,460	25,225,345
義務的経費	8,899,576	9,338,899	10,006,587	9,955,773
投資的経費	2,833,087	2,694,923	1,602,296	5,421,220
うち普通建設事業	2,375,508	2,657,483	1,522,802	5,326,760
その他	7,779,976	8,779,727	8,097,577	9,848,352
Bのうち過疎対策事業費	261,187	285,952	115,334	84,731
歳入歳出差引額 C (A-B)	662,041	689,925	962,064	1,012,789
翌年へ繰越すべき財源 D	174,293	77,264	92,712	162,146
実質収支 C-D	487,748	612,661	869,352	850,643
財政力指数	0.409	0.428	0.386	0.380
公債費負担比率	14.5	13.7	16.3	13.7
実質公債費比率	14.2	14.3	10.1	10.0
起債制限比率	11.0			
経常収支比率	87.1	86.5	88.5	94.6
将来負担比率	-	98.1	39.5	46.6
地方債現在高	22,047,834	22,194,178	23,198,382	26,588,567

(3) 公共施設整備水準等の現状と動向

公共施設の整備水準の現況は、次のとおりである。

今後、過疎地域持続的発展計画、辺地総合計画等により、財政状況、地域の特性やバランス、利便性などにも十分配慮し、計画的に整備を進める。

表 1-6(1) 主要公共施設等の整備状況【美郷区域】

区 分	昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	平成 25 年度末	平成 27 年度末	令和元年度末
市町村道								
改良率 (%)	15.7	8.9	45.5	53.4	58.0	59.6	59.6	65.9
舗装率 (%)	0.2	32.4	85.5	86.4	88.1	88.6	88.6	90.6
農道								
延長 (m)	—	—	—	—	104	104	104	104
耕地1ha当たりの農道延長 (m)	82.2	86.2	28.7	25.5	—	—	—	—
林道								
延長 (m)	—	—	—	—	30,437	26,138	32,230	32,326
林野1ha当たりの林道延長 (m)	1.1	2.5	4.0	6.6	—	—	—	—
水道普及率 (%)	4.7	22.4	33.4	77.9	58.1	59.8	63.3	63.7
水洗化率 (%)	—	3.8	8.2	7.9	—	—	—	—
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

表 1-6(2) 主要公共施設等の整備状況【吉野川市】

区 分		昭 和 45 年 度 末	昭 和 55 年 度 末	平 成 2 年 度 末	平 成 12 年 度 末	平 成 22 年 度 末	平 成 25 年 度 末	平 成 27 年 度 末	令 和 元 年 度 末
市 町 村 道	改 良 率 (%)	—	6.6	34.3	41.2	44.4	45.7	55.1	55.8
	舗 装 率 (%)	—	24.2	96.8	72.4	76.3	77.0	81.5	82.0
農 道	延 長 (m)	—	—	—	—	3,702	1,783	1,334	1,334
	耕地1ha当たりの農道延長 (m)	—	20.1	5.5	15.8	—	—	—	—
林 道	延 長 (m)	—	—	—	—	41,827	34,839	41,099	41,693
	林野1ha当たりの林道延長 (m)	—	1.9	2.9	5.3	—	—	—	—
水 道 普 及 率 (%)		—	83.0	91.5	93.4	98.6	98.3	94.1	98.2
水 洗 化 率 (%)		—	—	29.2	61.8	82.0	82.4	—	73.7
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)		—	4.7	33.4	32.8	27.2	28.1	24.5	25.0

※基礎資料の不足のため、未記載箇所あり。

4 地域の持続的発展の基本方針

(1) 基本的な考え方

本市では、人口減少や少子化の進展による小学校の閉校、高齢化が進むコミュニティ、交通手段の確保・買い物等生活環境への不安など、過疎化や集落機能の維持・存続等の課題克服に向けた道筋をつけていく必要がある。

これまでの過疎対策により、市民生活を支える交通・情報通信基盤の整備、水道施設等の生活環境整備等に一定の成果を収めているものの、本市過疎地域の人口減少、高齢化率は全国を上回っており、雇用の場の不足、身近な生活交通の不足など、依然として様々な問題を抱えており、その解決が必要である。

一方で、多くの過疎地域で、人口減少の中でも移住者を中心とした都市にはない新しいライフスタイルが育ちつつある。また、今般の新型コロナウイルス感染症が大都市を中心に拡大を見せる中、都市とは別の価値を持つ地方の低密度な居住空間の存在が見直されつつある。これらの動きを支え、市全体の価値を高める意味においても過疎対策は必要である。

これからは、従来にも増して、人と地域が活躍する共生協働のまちづくりを進めていくという視点が求められており、市内中心地域と周辺地域における「都市機能の分担」の考えを念頭に置きながら、それぞれの地域資源の特性を最大限に活かしつつ、その魅力に一層磨きをかけ、人々の価値観や社会経済の変化など、様々な環境に対応した取組を展開していくことが必要となっている。

本市過疎地域は、それぞれが持つ特性や立地条件を踏まえたまちづくりを着実にを行い、貴重な地域資源を育みながら、長年にわたって積み重ねてきたまちづくりの成果が、現在の姿となって地域の人々の暮らしを支えている。このようなまちづくりの成果を尊重しつつ、今後、人と地域が躍動し安心と活力のあるまちづくりを展開していくことが必要である。

さらに、本市が有する地域資源をまちづくりの中心的な役割を担う情報発信力のある多様な人材を育成していくことも求められている。

本区域をめぐる諸情勢は、これまでの過疎法の対策により一定の成果をあげてきたが、依然として過疎化は進行しており、多くの問題を抱えている。

近年の傾向として、交流人口の拡大、情報通信の発達、価値観の多様化等、時代は大きく変化しており、本区域においても個性豊かな地域づくりとして、豊かな自然環境等の地域資源を活かした美しい景観の整備、地域文化の振興等による地域社会の形成、地域間交流と定住の促進、地域の持続的発展、子育て支援、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進等に取り組むことが必要であり、とりわけ生活交通、安心・安全な暮らしの確保については、重要な課題の一つでありその対策が求められる。

今後、地域団体への支援、協働により、地域が自主的、主体的な取組を行い、地域の持続的な発展を図ることが重要である。

過疎地域持続的発展計画については、このような現況を踏まえ、持続的発展の方向を検討し、次のような地域整備を進めていくこととする。

- ① 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成を図る。
- ② 産業の振興のため、林業の基盤整備、地域資源を活かした観光施策等の振興を図る。
- ③ 地域における情報化のため、情報通信環境や防災行政無線を整備する。
- ④ 交通施設の整備、交通手段の確保のため、本区域内の橋りょうの整備、交通通信体系の整備等を図る。
- ⑤ 生活環境の整備のため、水道施設の整備や機能別消防団の加入促進及び自主防災組織を支援する。
- ⑥ 子育て環境の確保のため、子育てしやすい環境づくりや、支援サービス等の充実を図るとともに、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進として、住民が安心して生活できる施策の充実を図る。
- ⑦ 医療の確保のため、住民の健康保持・増進を図る。
- ⑧ 教育の振興のため、通学支援を図る。
- ⑨ 集落の整備のため、地域コミュニティ機能の維持・活性化を図る。
- ⑩ 地域文化の振興等のため、地域の文化や魅力を再発見し、PRを図る。

5 地域の持続的発展のための基本目標

(1) 人口に関する目標

① 吉野川市における人口目標

令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)
38,684～38,701人	38,254～38,288人	37,823～37,874人	37,392～37,461人	36,961～37,047人

※吉野川市人口ビジョン（令和2年3月改訂）の本市独自推計（シミュレーションⅠ～Ⅲ）から算出。

② 年間出生数

年間の出生数については、237人（平成30年度基準）を維持する。

③ 社会増減の均衡

雇用の創出等により若い世代の呼び込み、20歳代等の雇用を増やし、進学・就職で転出していく人々を減少させることにより、社会増減の均衡を目指す。

子どもを産み育てたい希望に応える本市独自の施策等により、子育て世代が、安心して結婚・妊娠・出産・子育てをすることができる社会環境を実現し、転出超過の状況を改善させる。

（２） その他、地域の実情に応じ、地域の持続的発展のため基本となる目標

	基準(H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規就農者数【6年間累計】	16人	2人【2人】	3人【5人】	4人【9人】	4人【13人】	5人【18人】	5人【23人】
林業新規就労者【6年間累計】	7人	2人【2人】	2人【4人】	2人【6人】	2人【8人】	2人【10人】	2人【12人】
県外からの移住者数	31人	45人	50人	50人	55人	60人	65人
中山間地域交流拠点施設の年間利用者数	-	-	4,000人	6,000人	8,000人	10,000人	10,000人
吉野川市版地域公共交通システムの構築	-	-	構築	運用	運用	運用	運用
自治会加入率	62.9%	62.9%	62.9%	62.9%	62.9%	62.9%	62.9%
しあわせ住まいづくり支援事業による転入者数	22世帯	22世帯	22世帯	22世帯	23世帯	24世帯	-
わくわく移住支援事業による移住者数【5年間累計】	-	2人【2人】	1人【3人】	2人【5人】	1人【6人】	2人【8人】	-
YYターン移住創業支援事業による補助件数【3年間累計】	-	-	2件【2件】	2件【4件】	2件【6件】	-	-

※しあわせ住まいづくり支援事業及びわくわく移住支援事業は、令和6年度で事業が終了予定であるため、令和7年度の目標値はない。

※YYターン移住創業支援事業は、令和5年度で事業が終了予定であるため、令和6年度から令和7年度までの目標値はない。

6 計画の達成状況の評価に関する事項

（１） 評価時期

計画の達成状況の評価については、毎年度評価を実施する。

（２） 評価手法

各種事業においては、吉野川市地方創生推進協議会や吉野川市行政改革懇話会などによる外部評価を行い、その結果を公表しているほか、事務事業評価などの内部評価についても積極的に公表している。

このように本市の取組について客観性や透明性を持たせるための施策に取り組んでいるほか、効果的かつ効率的な行政経営の推進に努めていく。

今後も続く人口減少や少子高齢化を起因とした多くの課題に対し、PDCAサイクルによる事業検証と改善に引き続き努めていく必要がある。

7 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

8 公共施設等総合管理計画との整合

平成29年3月に吉野川市公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の管理に関する基本方針を示した。基本方針については、次のとおりである。

(1) 施設保有量の削減

- ① 既存施設の統廃合や類似機能を持つ施設の集約化を推進する。
- ② 市民の利用度が低い施設は、廃止を検討する。
- ③ インフラについては、市民の生活に不可欠であるという性格上、施設を直ちに廃止することは困難。人口等の変化に応じて統廃合の検討を行う。
- ④ 新規整備を検討する場合には、まちづくりの長期的な展望を踏まえて必要性・規模等を慎重に検討する。
- ⑤ 将来的には、公共施設の延床面積を28%（61,160 m²）削減することを目標とする。

(2) 長寿命化の推進

- ① 更新費用の縮減・平準化に向けて、今ある施設をより長く使い、更新時期を遅らせるための長寿命化対策を推進する。
- ② 長寿命化対策として、これまでの「壊れたから修理する」という事後保全型の維持管理から、「壊れないように整備する」という予防保全型の維持管理へ転換し、定期的な点検・診断により施設の状態を把握するとともに、計画的に修繕や改修を行い、施設を長持ちさせる。

(3) 合理的で効率的な維持管理・運営の推進

- ① 施設の大規模改修や更新を行う場合には、ライフサイクルコストの視点から、維持管理費を削減することも勘案した設計・設備・部材を導入する。
- ② 施設の整備や運営について、PPP/PFI等の民間活力の導入を検討し、サービス水準を向上させつつ財政負担の軽減を図る。
- ③ 利用者が一部の市民に限られる施設については、維持管理や運営を利用者自身が行うなど、サービスの受け手である市民との協力体制を構築する。
- ④ 受益者負担の考え方（施設の整備によって利益を受ける人が整備費や維持管理費を負担するという考え方）に基づき、使用料などの適切な設定に努める。

(4) 計画的な点検・修繕による安全性の確保

- ① 施設の点検・診断等を計画的に行う仕組みを整え、損傷や危険箇所の早期発見に努める。
- ② 定期的な点検・診断等の結果に基づき、事故や大規模な修繕に至る前に計画的に修繕・改修等を行い、施設の安全性を確保する。

- ③ 老朽化が著しく、危険が認められた施設については、廃止・撤去も含めた対応を検討する。
- ④ 耐震性のない施設については、優先順位を定めて計画的に施設等の耐震化を推進する。

(5) 時代性に対応した施設・サービスの提供

- ① 人口減少・高齢化による市民ニーズの変化や時代の要請等に的確に対応し、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入、その他市民が必要としている機能の付加等により、施設の機能性の向上を図る。
- ② 市民のライフスタイルの変化やニーズの多様化に合わせて、運営内容等の見直しを柔軟に行い、サービスの向上を図る。

(6) 環境への配慮

- ① 二酸化炭素（CO2）等の排出量の削減、長寿命化による建設廃棄物の発生抑制や廃棄物の資源化、適切な維持管理による省エネルギー化など、環境負荷の低減に向けた対応を図る。

過疎地域持続的発展計画においても、吉野川市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方との整合性をとりつつ、利用圏域等を勘案した施設等の集約化及び複合化等による公共施設等の再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設等の管理運営を行い本市過疎地域の持続的発展に努める。

9 持続可能な開発目標（SDGs）の理念を踏まえた計画

SDGs（エスディージーズ。Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された2030年を期限とする「持続可能な開発目標」のことで、17の目標から構成されている。

SDGsの理念が地方創生の実現に資するものであることから、第2期吉野川市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けて取組を進めている。

過疎地域持続発展計画においても、事業内容ごとにSDGsの目標を関連付け、SDGsの推進に取り組む。



第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1 現況と問題点

少子化や若年層の市外への進学・就職に伴う人口減少が顕著なことから、定住施策についても、子育て支援や福祉対策など本市独自の施策を推進していく必要がある。将来世代にわたって持続可能なまちづくりを行うには、人と地域が活躍する共生協働のまちづくりを進めていくという視点が求められており、市内中心地域と周辺地域における「都市機能の分担」の考えを念頭に置きながら、それぞれの地域資源の特性を最大限に活かしつつ、その魅力に一層磨きをかけ、人々の価値観や社会経済の変化など、様々な環境に対応した取組を展開していくことが必要となっている。

2 その対策

- (1) 住みやすさ、暮らしやすさを含めた移住・定住情報の提供を強化していく。
- (2) 市独自の住宅取得補助事業など、若年層への経済的支援により、若年層の市外への流出を抑制し、市内への流入を促進する。
- (3) 地域おこし協力隊の制度を活用し、任期満了後に隊員が定住するための支援を行っていくなど、地域おこしと若者の地方定住を目的とした、総合的で有機的な機能連携を推し進める。
- (4) 移住・定住・地域間交流の促進及び人材育成を進める上で、県や他市町村等と広域的に取り組むことにより効果が期待される事業は、連携して取り組むこととする。

3 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
移住・定住・ 地域間交流 の促進、人材 育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	しあわせ住まいづくり支援事業 (具体的な事業内容) 本市で住宅を新築・購入した 方に対し、補助金を交付する。 (事業の必要性) 移住・定住を促進するため。 (見込まれる事業効果等) 人口減少の緩和。	市
		わくわく移住支援事業 (具体的な事業内容) 東京23区から本市に移住	市

移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	し、就業・起業された方へ補助金を交付する。 (事業の必要性) 移住者を支援するため。 (見込まれる事業効果等) 人口減少の緩和 ＹＹターン移住創業支援事業 (具体的な事業内容) 本市に移住し市内の空き店舗を利用して起業しようとする個人・法人等に改装費と家賃の一部を助成する。 (事業の必要性) まちづくりの新たな担い手となる移住者の定着及び地域経済活性化の促進を図るため。 (見込まれる事業効果等) 地域の活性化と移住者・定住者の増加。 地域おこし協力隊事業 (具体的な事業内容) 美郷区域の観光振興及び観光資源の保全を行う。 (事業の必要性) 地域の活性化。 (見込まれる事業効果等) 美郷区域への定住。	市 市
----------------------------	------------------------------------	--	-------------------

第3章 産業の振興

Ⅰ 現況と問題点

本区域における産業構造は、平成27年国勢調査では、第一次産業29.2%、第二次産業25.3%、第三次産業40.6%と、平成12年国勢調査に対し、第一次産業7.5ポイント減、第二次産業4.7ポイント減、第三次産業7.3ポイント増と産業構造が変化している。

農産物は梅、ゆず、すだち、野菜などの生産が盛んであるが、いずれも経営規模が零細なため、市場価格の低迷の影響を受けやすい。特に本区域のような山間で傾斜地の多い農地は、生産力、生産性ともに平地に比べ低位の立地条件であり、その上農業

従事者の高齢化は益々進み、また農業従事者人口は減少している。

しかし、平成20年7月に本区域は梅酒特区の認定を受け、より小規模な主体も酒類製造免許の取得が可能となったため、新しい地場産業の創造となり、農業及び生産者の活性化が期待できるなど、他の農産物のイメージアップによる地産地消の促進などの波及効果の期待も高まっている。

今後も、本区域が持つ自然条件・立地条件を活かした特色ある農業を振興するとともに、農業が持つ国土の保全、水源の涵養、自然環境の保護等の多面的機能が効果的に発揮されるような生産基盤の整備を図る必要がある。

- 森林の有する多面的な機能の発揮と地域林業の育成を図り、森林整備基盤である林内道路網を整備することにより、生産コストの軽減や生産性の向上を進めるとともに、林業事業体等の育成を図り、総合的な森林整備を進める必要がある。
- 商業においては、過疎化に伴う消費者の減少、市内他区域及び近隣市町への大規模店舗の進出等による購買力の区域外流出の影響により、大きな商業発展は望めないまでも、商工会を核として経営方針の改善、サービスの向上を図り、購買力の流出防止に努めるとともに、本区域に流入する観光客に注目し、特産品の販売促進に努める必要がある。
- 観光面では、多様な歴史・文化等地域性豊かな観光資源を最大限活かし、価値観の多様化・個性化等の変化も視野に入れながら、観光施設の整備や自然環境に調和した観光地づくりを推進するとともに、国指定天然記念物のホテルなどの豊かな自然環境を活用した都市型観光とは一味違う魅力ある観光地づくりを推進する。

また、DMO「イーストとくしま観光推進機構」を中心に県内市町村と民間企業が連携し、本区域の周遊・体験観光を通じた観光地域の形成を推進していく必要がある。

2 その対策

- (1) 林業生産基盤の整備の根幹である林道の整備を図る。
- (2) 観光及びレクリエーションの拠点として、観光施設の改修及び管理運営を行う。
- (3) 森林資源の質的な充実を促進するため、間伐事業を推進する。
- (4) 地域づくり活動を行う団体に対して支援する。
- (5) 産業の振興を進める上で、県や他市町村等と広域的に取り組むことにより効果が期待される事業は、連携して取り組むこととする。

3 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
産業の振興	(1) 基盤整備 林業	倉羅樫平線（新設） L=450m W=4.0m	市
	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業	観光施設運営事業 観光施設対策（美郷物産館・ 美郷ほたる館） （事業の必要性） 観光の拠点として魅力ある観 光施設を推進する。 過疎地域観光対策事業（美郷ほ たるまつり、美郷梅酒まつり 等） （事業の必要性） 地域資源を活用した美郷区域に 欠かせない観光事業であり、長 年にわたり開催している。今後 も地域住民と参加者の交流が促 進される。 （見込まれる事業効果等） 地域の活性化と地域交流の促 進による経済の活性化。	市
		過疎地域産業振興事業（地域産 業の活性化対策）	地域活動団体
		ブランド認証事業所物産展等出 展支援事業	市
		農業振興事業（農業の振興を図 り、農業経営の安定を図る。）	地域活動団体

産業の振興	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業	美郷一周駅伝実施事業（具体的な事業内容） 美郷区域全体を駅伝コースとした駅伝大会。 （事業の必要性） これまで43回大会を実施し、美郷区域に欠かせないスポーツ大会である。地域住民と大会参加者の交流が促進される。 （見込まれる事業効果等） 地域の活性化と地域交流の促進による経済の活性化。	実行委員会
		間伐対策実施事業（健全な森林の造成を図るため、間伐を促進する。）	市
		林道維持補修事業（林道を安全に通行できるよう維持補修を行う。）	市
		観光施設維持補修事業（観光施設を安全に利用できるよう維持補修を行う。）	市
		有害鳥獣捕獲業務委託事業（有害鳥獣の捕獲業務を地元猟友会に委託する。）	市
	(11) その他	治山事業	市

4 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間
美郷区域全域	製造業、農林水産物等 販売業、旅館業及び情報サービス業等	令和3年4月1日～令和8年3月31日

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「第3章産業の振興」「2その対策」及び「3計画」のとおり

5 公共施設等総合管理計画との整合

吉野川市公共施設等総合管理計画における施設類型別の方針は、次のとおりである。

(1) 林道

- ① 施設管理者の目視による点検を実施するとともに、台風通過後や地震発生後には、市道の見回りを行う緊急点検を実施する。
- ② 点検や通報等を受け、現地確認・診断等により危険が認められた場合には、費用面・通行状況・優先度などを考慮し計画的に修繕・更新を行い、安全性を確保する。また、小規模である場合は、緊急に修繕を行い安全な通行を確保する。
- ③ 工法・部材等の比較検討を行い、コスト縮減に努める。その際、他部局との調整を行い、効率的な実施を図る。

(2) 美郷物産館（レクリエーション施設・観光施設）

- ① 利用、来場される方が気持ちよく使用できるように管理、運営を行うとともに、利用者等からの意見を参考に、可能な範囲でニーズへの対応を行い、利用者の増加を図る。
- ② 定期点検等の実施により損傷の早期発見に努めるとともに、老朽化の著しい箇所については早急に対応を検討する。

(3) 美郷ほたる館（文化施設）

- ① 今後も指定管理者による運営を継続するとともに、工夫を凝らした運営によりさらなる利用者の増加を目指す。
- ② 施設管理者による施設の定期点検を実施し、損傷の早期発見に努める。

第4章 地域における情報化

1 現況と問題点

情報通信基盤の整備状況や利用状況などを十分考慮し、加えて、国が推進している Society 5. 0 や本市の抱える諸問題を解決する「仕組み」づくりに、ICT等を活用しつつ、継続的に住民の満足度を高められるように取り組む必要がある。

今後は、マイナンバーカード等を活用し、より充実した行政のデジタル化実現に取り組む必要がある。

利用機器においても、パソコンの他に、スマートフォン、タブレット等モバイル端末の保有状況が年々増加しており、SNS等の多様な情報発信・伝達手段を利用する際にインターネット利用率が高いなど、多様な情報通信環境を望む住民ニーズが高まっている。地域での情報通信環境の支援を行うことで、地域主体のまちづくりが加速することも期待される。

また、自然災害の発生時に、避難情報等を迅速かつ広範囲に周知するため、定期的

な防災行政無線施設の更改等を行う必要がある。

2 その対策

- (1) 公衆無線 LAN 機器等整備・更改事業を実施し、地域での情報通信環境を支援する。
- (2) 防災行政無線施設の更改を行う。
- (3) 地域における情報化を進める上で、県や他市町村等と広域的に取り組むことにより効果が期待される事業は、連携して取り組むこととする。

3 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
地域における 情報化	(1) 電気通信施設等 情報化のための施設		
	その他	公衆無線 LAN 機器等整備・更改 事業	市
		防災行政用無線施設更改事業	市

4 公共施設等総合管理計画との整合

吉野川市公共施設等総合管理計画における施設類型別の方針は、次のとおりである。

(1) 防災施設（防災無線等）

- ① 必要に応じて、施設管理者による日常点検、台風通過後や地震発生後に施設の見回りを行う緊急点検を実施する。
- ② 安全性の向上やコスト縮減に配慮しつつ、新技術を積極的に活用する。
- ③ 点検・診断等により危険性が認められた施設については、費用面・利用状況・優先度などを考慮して計画的に修繕・更新を行い、安全性を確保する。
- ④ 老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用見込みのない施設については、できる限り速やかに除却を行う。
- ⑤ 防災対策上重要な施設について、大規模な修繕や更新に合わせて耐震化を行う。
- ⑥ 定期的な点検により施設の状態を把握し、施設が劣化・破損する前に計画的に補修を行う予防保全型の維持管理へと転換することにより、施設の長寿命化を図る。
- ⑦ 住民の生活に不可欠であるという性格上、直ちに施設を廃止することは現実的ではないが、維持管理・更新費用縮減の観点から、必要に応じ、将来的な利用需要やまちづくりの方向性等を考慮した上で、必要性が認められない施設については廃止や撤去も検討する。

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

1 現況と問題点

交通体系の整備については、本区域内あるいは近隣市町との交通確保、時間や距離の短縮を重視してきた結果、整備は着実に進み本区域内のほとんどの集落に通じており、地域間の連絡も改善されてきてはいるが、全体的に道路幅員が狭小なため、その改良整備も時代の要求として急を要する課題である。また、生活圏の拡大を踏まえた広域的な基幹道路の充実にも重点を置くべきである。

一方で、身近な交通手段の確保は、高齢者や児童・生徒等いわゆる交通弱者をはじめ、地域住民にとって不可欠であり、現在本区域を運行している市営代替バスや福祉タクシーにより交通確保策を工夫しなければならない。

また、本市全体における交通弱者への交通手段の確保が必要となっており、地域公共交通システムの構築が必要である。

2 その対策

(1) 本区域内の市道（橋りょう）の改良等により基幹集落と他の集落を結ぶ道路網を体系的に整備する。

(2) 交通手段の確保として、代替バス及び福祉タクシーの運行を図る。

また、市内全体における交通弱者への交通手段を確保するため、吉野川市版地域公共交通システムを構築する。

(3) 交通施設の整備及び交通手段の確保する上で、県や他市町村等と広域的に取り組むことにより効果が期待される施策は、連携して取り組むこととする。

3 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市道 橋りょう	田平橋工事 L=22.4m W=3.1m	市
		大正橋工事 L=18.0m W=3.6m	市
		城戸橋工事 L=18.1m W=4.0m	市
		千歳橋工事 L=11.8m	市

交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市道 橋りょう	W=4.1m 第2古土地橋工事 L=19.5m W=2.8m 大神橋工事 L=28.0m W=2.4m 古土地3号線 L=20.7m W=3.0m 鎌谷1号線 L=5.0m W=5.5m	市 市
	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業		
	公共交通	代替バス運行事業（公共交通手段の確保を行う。） 福祉タクシー事業（交通弱者への交通手段の提供を行う。） コミュニティ交通運行事業（吉野川市版地域公共交通システムを構築し、交通弱者への交通手段の確保を行う。） 市道維持補修事業（現道の損傷・劣化等の補修を行う。）	市 市 市 市
	(10) その他	県営事業負担金	市

4 公共施設等総合管理計画との整合

吉野川市公共施設等総合管理計画における施設類型別の方針は、次のとおりである。

(1) 橋りょう

- ① 5年に1回の近接目視を基本とする点検を実施するとともに、必要に応じて、施設管理者による日常点検、台風通過後や地震発生後に施設の見回りを行う緊急点検を実施する。
- ② 点検・診断等の履歴に関する情報は、蓄積・共有化を行い、今後の劣化予測等に活用する。
- ③ 点検・診断等の結果、危険性が認められた施設については、費用面・利用状況・優先度などを考慮して計画的に修繕・更新を行い、安全性を確保する。
- ④ 修繕時には、利用条件や設置環境等の各施設の特性を考慮して、合理的な工法を選択する。
- ⑤ 点検・診断の結果に基づき、必要な対策を計画的に実施するとともに、「メンテナンスサイクル」を構築し、継続的に発展させる。
- ⑥ 安全性の向上やコスト縮減に配慮しつつ、新技術を積極的に活用する。
- ⑦ 従来から行われてきた「大きな損傷が発生してから手当を行う対症療法的な維持管理」に替えて、「大きな損傷が発生する前に早めの手当てを行う予防保全的な維持管理」を進め、施設の長寿命化を図る。
- ⑧ 今後予想される大地震に対し、橋の落橋や倒壊などの致命的な状況を防ぐとともに、主要道路においては、地震後も物資の輸送などを行うための通行機能を速やかに確保できるよう、計画的に耐震化を推進する。

(2) 市道

- ① 施設管理者の目視による点検を実施するとともに、台風通過後や地震発生後には、市道の見回りを行う緊急点検を実施する。
- ② 点検や通報等を受け、現地確認・診断等により危険が認められた場合には、費用面・通行状況・優先度などを考慮し計画的に修繕・更新を行い、安全性を確保する。また、小規模である場合は、緊急に修繕を行い安全な通行を確保する。
- ③ 工法・部材等の比較検討を行い、コスト縮減に努める。その際、他部局との調整を行い効率的な実施を図る。

第6章 生活環境の整備

1 現況と問題点

本区域における生活環境については、生活様式の変化に伴い、廃棄物の処理及び生活排水などによる水質の汚濁等の問題が増加する傾向を踏まえ、住みよい環境づくりを目標として、良質な飲料水確保のための水道施設の普及率向上、廃棄物、し尿の衛生的な処理を実施し、均衡ある生活環境の改善を図ることが必要である。

簡易水道施設については、老朽化が進行しており、衛生的な飲料水確保のためにも、施設の更新や未普及地域の解消を図る必要がある。

環境衛生については、ごみ処理は中央広域環境施設組合に加入し処理しているが、廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用を基本とした持続的な発展が可能な循環型社会

に向けた取組を進める必要があることから、現在、市単独でのごみ処理施設の整備を進めている。

消防については、徳島中央広域連合に加入している。過疎化が進む本区域は、消防団の担い手が不足している。そのため地域防災力を高める必要があり、消防団の減員を補完する上で、消防団OBや女性等を登用するなど、特定の役割を担う機能別消防団の加入を促進している。

また、防災訓練、研修を通じ、地域住民の防災意識と連帯感を高めるよう、自主防災組織に対して支援する必要がある。

2 その対策

- (1) 水道施設の整備を図る。
- (2) 機能別消防団の加入促進や自主防災組織に対して支援する。
- (3) 生活環境の整備を進める上で、県や他市町村等と広域的に取り組むことにより効果が期待される事業は、連携して取り組むこととする。

3 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	東山西部簡易水道主要配水管布設替事業(φ75 520m)	市
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業	自主防災組織育成事業(防災意識の高揚を図るため、自主防災組織を支援する。)	市
		地域防災力向上事業(機能別消防団の加入促進を行い、地域の防災力を高める。)	市

4 公共施設等総合管理計画との整合

吉野川市公共施設等総合管理計画における施設類型別の方針は、次のとおりである。

(1) 上水道

- ① 電気設備については、民間に点検を委託し定期点検を実施する。また、台風通過後には施設の見回りを実施する。
- ② 点検・診断等の履歴に関する情報の蓄積・共有化を行い、今後の劣化予測等に活用する。
- ③ 点検・診断等により危険性が認められた施設については、費用面・優先度などを考慮して計画的に修繕・更新を行い、安全性を確保する。

- ④ 基幹管路及び避難所や病院などにつながる重要な管路について、計画的に耐震化を行う。また、旧耐震基準の上水道施設については、計画的に耐震診断、耐震改修を推進する。
- ⑤ 定期的な点検により施設の状態を把握し、施設が劣化・破損する前に計画的に補修を行う予防保全型の維持管理へと転換することにより、施設の長寿命化を図る。
- ⑥ 廃止された上水道施設は早期に撤去し、計画的な対応を図る。

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 現況と問題点

本区域においては、少子化が顕著な問題となっている。平成22年度国勢調査では、14歳以下人口が83人で、総数に占める割合は7.3%、平成27年3月末現在住民基本台帳では同62人で、総数に占める割合は5.8%となっており、今後も子どもの減少が続くと予想される。少子化のさらなる進行を抑制するとともに、次代を担う子どもたちがたくましく健やかに育つよう、子育て支援を充実させる必要がある。

過疎地域共通の問題として、平均寿命の伸びと若年層を中心とした人口の流出に伴い、高齢化が急速に進行している。本区域においても、平成22年国勢調査で65歳以上人口が549人で高齢者比率が48.5%、平成27年3月末現在住民基本台帳で同550人、51.1%に達しており、今後もこの傾向は強まるものと予想され、高齢者の保健及び福祉の充実が重要な課題となってきている。

介護保険制度における要介護の認定審査、保険給付、サービスの質及び量の確保、供給体制の整備を推進するとともに、高齢者が安心して自宅で生活できるよう、緊急時の通報手段の確保や在宅介護についての悩みや相談について、地域包括支援センターと在宅介護支援センターが連携を強化し、支援する必要がある。

また、高齢化率の上昇に伴い、認知症高齢者の割合は増加すると見込まれる。

認知症は誰もがなりうるものであるという認識のもと、認知症があってもなくてもその地域で暮らし続けることができる社会づくりに取り組んでいくことが必要である。

2 その対策

- (1) 安心して子供を産み、育てられるよう、子育て支援サービスの充実を図る。
- (2) 高齢者が安心して生活できるよう、緊急通報装置の貸与や在宅介護支援センターで在宅介護等の相談業務を行う。
- (3) 国が策定した「認知症施策推進大綱」を踏まえた「第8期吉野川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、認知症の人や家族の視点を重視しながら、行政、医療、福祉、民間事業者、市民が一体となって、認知症施策を総合的に実施していけるよう、支援体制の整備と関係機関の連携強化を推進する。
- (4) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を進める上で、

県や他市町村等と広域的に取り組むことにより効果が期待される事業は、連携して取り組むこととする。

3 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業	緊急通報装置貸与事業 (ひとり暮らし高齢者等が安心して暮らせるよう通報装置の貸与を行う。)	市
		在宅介護支援センター運営事業 (在宅介護の相談等の窓口として運営する。)	市
		出産祝金(出生時の親に対し、祝い金を支給する。)	市
		育児用品購入費助成事業(育児に必要な用品の購入費の一部を助成する。)	市
		とくしま在宅育児応援クーポン事業(子育てサービス等に使用できるクーポンを交付し、子育てを支援する。)	市
		病児・病後児保育事業(自宅での保育が困難な病児・病後児を病院で一時的に保育する。)	市

第8章 医療の確保

Ⅰ 現況と問題点

美郷区域では、現在診療所が1か所あるが医師が常駐しておらず、眼科、耳鼻科、歯科等の専門診療科目は対応ができていない。そのため、美郷区域を含めた市内全域において休日、夜間の緊急患者の利便性を図る休日・夜間在宅当番医制度や小児救急医療体制を確立している。

また、次代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、疾病の早期発見と予防に努める必要がある。

救急患者の搬送については、徳島中央広域連合において行われているが、山間部でへき地が多いため、搬送時間の短縮に向けた道路整備も重要な課題である。

2 その対策

- (1) 乳幼児から高等学校終了前までの児童・生徒に係る医療費を助成することにより、家庭の負担軽減と疾病の早期治療を促進する。
- (2) 美郷区域内の市道の改良、舗装により基幹集落と他の集落を結ぶ道路網を体系的に整備する。
- (3) 医療の確保を進める上で、県や他市町村等と広域的に取り組むことにより効果が期待される施策は、連携して取り組むこととする。

3 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
医療の確保	(4) その他	子どもはぐくみ医療費助成事業	市
		市道の整備	市

4 公共施設等総合管理計画との整合

吉野川市公共施設等総合管理計画における施設類型別の方針は、次のとおりである。

(1) 市道

- ① 施設管理者の目視による点検を実施するとともに、台風通過後や地震発生後には、市道の見回りを行う緊急点検を実施する。
- ② 点検や通報等を受け、現地確認・診断等により危険が認められた場合には、費用面・通行状況・優先度などを考慮し計画的に修繕・更新を行い、安全性を確保する。また、小規模である場合は、緊急に修繕を行い安全な通行を確保する。
- ③ 工法・部材等の比較検討を行い、コスト縮減に努める。その際、他部局との調整を行い効率的な実施を図る。

第9章 教育の振興

1 現況と問題点

本市では、平成31年3月に「第2期吉野川市教育振興計画」を策定しており、基本理念として、学校・家庭・地域の相互理解と協力・連携のなか、子どもたち一人一人に思いやりの心を育み、21世紀を生き抜く力の基礎を自ら培う学校教育を推進することとしている。

令和3年5月現在、本区域内の小学生は20名、中学生は13名である。

学級編成や教育環境等が大きな課題となっていたことから、将来を担う子どもたちに

より望ましい教育環境を整えるため、平成30年度に「吉野川市学校再編計画」に基づき、小学校を本区域外小学校へ統合を行った。また、幼稚園についても、「吉野川市幼保再編構想」に基づき、本区域外の幼稚園・保育所と統合し、認定こども園として本区域外に整備した。

今後についても、本区域外の学校に通学する児童・生徒のため、教育環境の整備として、スクールバス運行による通学手段の確保を図る必要がある。

また、GIGAスクール構想により整備した児童生徒1人1台端末を積極的に活用し、公正に個別最適化された学びと共同的な学びを推進していく必要がある。

2 その対策

- (1) 教育環境の整備として、スクールバスを整備・運行し円滑かつ安心な通学手段の確保を図る。
- (2) 教育の振興を進める上で、県や他市町村等と広域的に取り組むことにより効果が期待される施策は、連携して取り組むこととする。

3 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
教育の振興	(1) 学校教育関連施設 スクールバス・ポート	スクールバス購入事業（スクールバスを整備し、安全な通学手段を確保する。）	市
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業	スクールバス運行事業（スクールバスを運行し、児童・生徒の安全な通学手段を確保する。）	市

第10章 集落の整備

1 現況と問題点

本区域の集落を取り巻く状況は、著しい人口減少や高齢化などにより、厳しさを増しており、空き家や耕作放棄地の増加、森林の荒廃、貴重な地域文化の継承等、多くの課題を抱えている。

また、本区域内には自治会が29組織あるが、人口の減少などにより相互扶助等伝統的な集落機能の低下傾向が見受けられ、集落を維持する上での課題となっている。

2 その対策

- (1) コミュニティ機能の維持・活性化を図るとともに、高齢化した住民により構成される地域社会が健全に維持されるよう、自治会組織活動の支援をする。

- (2) 旧種野小学校を改修・整備した中山間地域交流拠点施設を活用し、本区域の特色ある地域づくりと市民等の幅広い交流の促進と地域の活性化を図る。
- (3) 集落の整備を進める上で、県や他市町村等と広域的に取り組むことにより効果が期待される施策は、連携して取り組むこととする。

3 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	地域振興事業（自治会組織の強化を図る。） 中山間地域交流拠点運営委託事業（美郷区域の豊かな資源を活用し、特色ある地域づくりに資するため旧種野小学校を改修・整備した中山間地域交流拠点施設運営の委託を行い、市民等の幅広い交流の促進及び地域の活性化を図る。）	自治会 市

4 公共施設等総合管理計画との整合

- (1) 中山間地域交流拠点（レクリエーション施設・観光施設）
- ① 利用、来場される方が気持ちよく使用できるように管理、運営を行うとともに、利用者等からの意見を参考に、可能な範囲でニーズへの対応を行い、利用者の増加を図る。
- ② 定期点検等の実施により損傷の早期発見に努めるとともに、老朽化の著しい箇所については早急に対応を検討する。

第11章 地域文化の振興等

1 現況と問題点

地域特有の伝統文化、生活文化の振興は、文化に対する関心を高め、心の豊かさや潤いをもたらす。このような効果をもたらすために、地域固有の歴史的・文化的資源を再発見し、その活用と継承に努め、地域の文化資源を核とした特色ある文化の創造・支援を図る。

2 その対策

- (1) 地域固有の「歴史」「文化」「生活」について、情報収集・分析し、文化施設等での発信を図るとともに、地域文化を支える人材の発掘や育成を支援する。
- (2) 地域文化の振興等を進める上で、県や他市町村等と広域的に取り組むことに

より効果が期待される施策は、連携して取り組むこととする。

3 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
地域文化の振 興等	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	地域文化振興事業(地域の文化や 魅力を再発見し、発信する)	地域活動団体

事業計画(令和3年度～令和7年度)過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
Ⅰ 移住・定住・地域 間交流の促進、人材 育成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住	しあわせ住まいづくり支援 事業 (具体的な事業内容) 本市で住宅を新築・購入 した方に対し、補助金を交 付する。 (事業の必要性) 移住・定住を促進するた め。 (見込まれる事業効果等) 人口減少の緩和。	市	
		わくわく移住支援事業 (具体的な事業内容) 東京23区から本市に移 住し、就業・起業された方 へ補助金を交付する。 (事業の必要性) 移住者を支援するため。 (見込まれる事業効果等) 人口減少の緩和	市	
		YYターン移住創業支援事 業 (具体的な事業内容) 本市に移住し市内の空き	市	

Ⅰ 移住・定住・地域 間交流の促進、人材 育成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住	店舗を利用して起業しよう とする個人・法人等に改装 費と家賃の一部を助成す る。 (事業の必要性) まちづくりの新たな担い 手となる移住者の定着及び 地域経済活性化の促進を図 るため。 (見込まれる事業効果等) 地域の活性化と移住者・ 定住者の増加。 地域おこし協力隊事業 (具体的な事業内容) 美郷区域の観光振興及び 観光資源の保全を行う。 (事業の必要性) 地域の活性化。 (見込まれる事業効果等) 美郷区域への定住。	市	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業	観光施設運営事業 観光施設対策（美郷物産 館・美郷ほたる館） (事業の必要性) 観光の拠点として魅力あ る観光施設を推進する。 過疎地域観光対策事業（美 郷ほたるまつり、美郷梅酒 まつり等） (事業の必要性) 地域資源を活用した美郷区 域に欠かせない観光事業で あり、長年にわたり開催し ている。今後も地域住民と 参加者の交流が促進され る。 (見込まれる事業効果等) 地域の活性化と地域交流	市 地域活動団体	

2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	の促進による経済の活性化。 過疎地域産業振興事業（地域産業の活性化対策） 市ブランド認証事業所物産展等出展支援事業 農業振興事業（農業の振興を図り、農業経営の安定を図る。） 美郷一周駅伝実施事業【地域間交流対策】 （具体的な事業内容） 美郷区域全体を駅伝コースとした駅伝大会。 （事業の必要性） これまで長年にわたり、大会を実施（43回）し、美郷区域に欠かせないスポーツ大会である。今後も地域住民と大会参加者との交流が促進される。 （見込まれる事業効果等） 地域の活性化と地域交流の促進による経済の活性化。 間伐対策実施事業（健全な森林の造成を図るため、間伐を促進する。） 林道維持補修事業（林道を安全に通行できるよう維持補修を行う。） 観光施設維持補修事業（観光施設を安全に利用できる	地域活動団体 市 地域活動団体 実行委員会 市 市 市	
---------	--------------------	---	--	--

2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	よう維持補修を行う。) 有害鳥獣捕獲業務委託事業 (有害鳥獣の捕獲業務を地元猟友会に委託する。)	市	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	代替バス運行事業(公共交通手段の確保を行う。)	市	
		福祉タクシー事業(交通弱者への交通手段の提供を行う。)	市	
		コミュニティ交通運行事業 (吉野川市版地域公共交通システムを構築し、交通弱者への交通手段の提供を行う。)	市	
		市道維持補修事業(現道の損傷・劣化等の補修を行う。)	市	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	自主防災組織育成事業(防災意識の高揚を図るため、自主防災組織を支援する。)	市	
		地域防災力向上事業(機能別消防団の加入促進を行い、地域の防災力を高める。)	市	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	緊急通報装置貸与事業 (ひとり暮らし高齢者等が安心して暮らせるよう通報装置の貸与を行う。)	市	
		在宅介護支援センター運営事業 (在宅介護の相談等の窓口として運営する。)	市	
		出産祝金 (出生時の親に対し、祝い金を支給する。)	市	
		育児用品購入費助成事業	市	

